

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食緊急支援事業	①学校給食における食材の価格高騰に対し、教職員等を除く、保護者負担の軽減を図る。 ②小学校については、市の学校給食費と給食費負担軽減交付金による支援額との差額分 中学校(市立高中等部含む)については、学校給食費のうち物価高騰分25%増額分 ③108,312千円 (①)～③合計 (内訳) (1)小学校:小学校市年間給食費432,017,250円-国年額補助385,814,000円=46,203,250円≒46,203千円 (2)中学校:中学校給食費のうち物価高騰分25%分61,482,000円≒61,482千円 (3)市立高中等部:給食費(牛乳分)のうち物価高騰分25%分627,714円≒627千円 ④市内公立小中学校の児童生徒の保護者	R8.4	R9.3
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	市立病院電気料価格高騰対応支援事業【病院事業会計繰出】	①沼津市立病院事業会計に繰り出し、物価高の影響を受ける市立病院の電気料に交付金を活用することで、市民生活に必要な市立病院の適切な運営管理を維持する。 ②電気料高騰分 ③電気料高騰分 59,861千円 (内訳)R8とR3の価格差 @2.88円(R8:21.32円/kWh、R3:18.44円/kWh) ・単価上昇に伴う高騰分 7,466,227 × 2.88 ≒ 21,503千円 ・基本料金上昇に伴う高騰分(2,720 - 944.16) × 1,800 × 12 ≒ 38,358千円 ④沼津市立病院	R8.4	R9.3
3	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)【病院事業会計繰出】	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額 12,000千円 役務(その他)17件 (委託料総額 216,972千円、うち委託料高騰分 12,000千円を交付対象経費とし、内訳は、全17業務委託における仕様書の内容等から、R8予算額とR7契約額(過年度契約額)の差額を価格転嫁分として算出し計上) ④沼津市立病院	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	小・中学校運営管理事業(物価高騰対応)	①エネルギー価格高騰が続く中で、市内公立小中学校の光熱水費の高騰分に対してに交付金を活用することで、安定的な管理運営を行う。 ②市内公立小中学校へのエネルギー高騰対策支援 ③市内公立小中学校の電気料金の高騰分 80,229千円 (内訳) R8予算額とR5実績額の差額 小学校:172,040千円-118,905千円=53,135千円 中学校:97,470千円-70,376千円=27,094千円 ④市内公立小中学校	R8.4	R9.3